

令和4年11月 文書質問及び回答

1 質 問 者 春日隆司議員

2 質問事項 北海道遺産登録の疑義について

質問の内容・要旨	回答
この度、北海道の「宝物」を次世代に継承するということで「循環型森林文化」が北海道遺産の登録を受けました。報道によると「適正管理を60年間継続、年間50ha の伐採と植林実現」とのことです。 循環型森林経営は平成26年スタートしたが、その後、この5年間平均を見ると植林27ha、伐採34haで、登録で言われている実践とは到底言い難く、崩れているのは周知の事実であり、これまで様々な議論を行い、議会からも意見が付されています。町長も、「目標であって実践するのは困難である」との認識も示しております。また、文化とは、多数の振る舞いの全体のことであり、水準が高まっている状態のことです。 先のとおり循環型森林文化とは文化の一部であり文化水準は低下してきている状態です。 これまで、下川町における森林文化は、産業クラスター、環境モデル・未来都市などで議論され、循環型森林経営、木材加工、森林体験、森林教育など森林に関する多数の振る舞いを表し、循環型森林は文化の一部であって経過・経緯からしても疑問が生じるところであります。また、この登録に対しては、町民、町外有識者からも疑義が呈されており、説明責任が求められています。 そこで、質問します。 1. 申請に至った経緯と発意(者)はどうであったか。 2. 申請時(書)には、これまでの下川の森林文化の取組、現状や実態が明示され、審査段階でも地域での経過や実態を十分承知されての審査登録なのか。 3. 審査先に質問書を提出するとした場合は、どのような手続きを取ればよいか。	1点目の「申請に至った経緯と発意(者)」はどうであったかにつきましては、北海道遺産は、次世代に引継ぎたい北海道ならではの宝物であり、人々の歴史、文化、生活・産業など様々な有形無形の価値が選定されております。 循環型森林経営をはじめとする様々な取り組みは、先人たちの弛まぬ努力によって紡がれてきた貴重な財産であり、今後も将来にわたって引き継がれていくべきものであることから、北海道遺産の趣旨に合致するものと考え、町長の発意で申請しております。 2点目の「申請時には、取組、現状や実態が明示され、審査段階でも十分承知されての審査登録なのか」につきましては、申請時はNPO 法人北海道遺産協議会が求めるものを提出しており、審査・登録における承知の程度も同協議会によるところとなります。 3点目の「審査先に質問文書を提出するとした場合は、どのような手続きを取ればよいか」につきましては、NPO 法人北海道遺産協議会が定めるところによります。